

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(改正後)の概要

下線部分が今回改正部分

目的(§1)	不適正な土砂等による土地の埋立て等を防止するため必要な規制を定め、もって生活環境の保全及び災害の防止に資すること。
定義(§2)	○土砂等・・・土砂そのものと土砂に混入した物又は土砂に付着した物(廃棄物を除く。 ○土地の埋立て等・・・土地の埋立て、盛土等の他、土地における容器を用いた土砂等の保管を含む。
関係者の責務等(§3～7)	土地の埋立て等を行う者(安全埋立可能量把握の努力義務を新設)、土砂等を発生させる者、 <u>土砂等を運搬する者</u> 、土地所有者等及び府の責務を規定
埋立基準に適合しない土地の埋立て等の禁止(§8、9)	○全ての規模について、埋立基準(=土壤環境基準)に適合しない土砂等を用いた埋立て等を禁止 ○埋立基準に適合しない土砂等による埋立て等のおそれがあるときや、不適合埋立て等を確認したときは、停止や除去等を命令 ○ <u>命令対象に違反行為を助けた者等を追加</u>
土地の埋立て等の許可(§10～12、14)	3,000㎡以上の土地の埋立て等を行おうとする者については、許可を受けることを義務付け(一団地規制の明文化)(土地造成等での区域内移動や国・地方公共団体等が行う場合等について、一部許可の適用を除外) ▽罰則 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	住民への周知(§13) 許可の申請をしようとする者は、その概要について、周辺の地域の住民に対し、必要な周知を図る。
	着手等の届出(§14、15、22、23) 埋立て等に着手したとき、軽微な変更等があったとき、埋立て等を完了・廃止・休止・再開したとき等の届出を義務付け
	展開検査、土壤調査(§16、17) ○搬入した土砂等については、毎回、展開検査(※)し、不適正な土砂等を埋立て等に供してはならない。 ※平場などで敷きならし不適正な土砂等の混入を目視で確認 ○埋立て等区域内の土壤については、3月ごとに埋立基準への適合状況の調査を義務付け ○展開検査及び土壤調査の結果を3月ごとに知事に報告
	施工管理者、標識、帳簿等(§18～21) 施工管理者の設置、所定事項を記載した標識の掲示、所定事項の帳簿への記載、帳簿等の備付け・開示等を義務付け
命令、許可取消(§24～26)	○無許可行為や埋立基準違反等に対しては、中止や除去等を命令 ○ <u>命令対象に違反行為を助けた者等を追加</u> ○無許可変更や命令違反等は、許可取消 ▽罰則 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
災害防止措置勧告(§27)	<u>土砂等の流出、崩壊等の災害が発生するおそれがある場合で、不適正な埋立て等が行われていることを知りながら是正措置を講じない土地所有者等に対し、必要な措置を講じるよう勧告</u>
土砂等搬入禁止区域の指定(§27の2)	<u>埋立て等の継続により土砂等の流出、崩壊等の災害が発生するおそれがあると認められる区域を指定し、搬入を禁止</u> ▽罰則 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
報告徴収、立入調査(§28)	土地の埋立て等の状況などについて、報告徴収や立入検査を行う権限を規定(報告徴収の対象者を関係者まで拡大、新たに収去規定を追加) ▽罰則 50万円以下の罰金
公表、罰則(§29、35)	○条例違反による行政処分等の内容を公表(勧告に従わない場合を含む。 ○無許可行為、命令違反等に対して罰則を適用
その他(§32)	○京都市域については、この条例を適用しない。